日本道徳教育方法学会　会則

第 1 条〔名称〕

本会は、日本道徳教育方法学会（The Japanese Association for Methods of Moral Education）と称する。

第 2 条〔目的及び事業〕

1　本会は、道徳教育の方法に関する諸問題の研究及び関連諸分野の学際的総合研究の推進を図ることを目的とする。

2　前項の目的を達成するために以下の各号の事業を行う。

（1）研究発表会、シンポジウム、講演会などの開催

（2）学会誌、会報などの刊行

（3）内外の関連組織との連携活動

（4）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 条〔会員〕

1　本会は、道徳教育に関心を持ち、本会の目的に賛同した者をもって構成する。

会員　道徳教育に関心を持ち専門に研究する者、道徳教育を実践する者及び道徳教育に関心を持つ学生

2　会員は、以下の各号の権利を有する。

（1）本会の催す各種の研究発表会への参加

（2）学会誌などへの投稿

（3）学会誌、会報の配付

3　会員は、以下の会費を納入する義務を負う。

会員　　年額 5000 円

4　会員の会費未納が 1 年を超える時は、会員としての権利を停止するものとする。

5　本会に入会を希望する場合は、会員 1 名の推薦を得て入会届を提出するものとする。

6　会員が以下の各号の 1 つに該当する場合には、退会したものとする。

（1）本人が退会を申し出た時

（2）会費未納が 2 年以上に及び、総会が退会を相当と認めた時

（3）本会の目的に反する言動により、総会が退会を相当と認めた時

第 4 条〔役員〕

本会に、以下の役員を置く。

・会長　1 名

・副会長　1 名

・理事　選挙理事 10 名、委嘱理事若干名

・監事　2 名

・評議員　若干名

・その他必要な役員

第 5 条〔役員の選任〕

1　理事は、会員の中から、会員の選挙によって選出する。（選挙理事）

2　会長及び副会長は、選挙理事で構成される理事会において理事の互選によって選出する。ただし、会長は3選されないものとする。

3　選挙理事で構成される理事会が必要と認めた場合、若干名の理事を委嘱することがある。（委嘱理事）

4　監事は、会員の中から、会員の選挙によって選出する。

5　評議員は、理事会の協議に基づき、会長が委嘱する。

第6条〔役員の業務〕

1　会長は、本会を代表し、諸会議を招集して、会務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある時は任務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、会務の運営にあたる。

4　監事は、本会の会計及び会務執行の状況を監査する。

5　評議員は、評議員会を構成し、会長から諮問された事項について審議する。

第7条〔役員の任期〕

1　理事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2　監事の任期は、3年とする。ただし、再任を認めない。

3　評議員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4　欠員または増員によって選任された役員の任期は、その他の役員の任期の残存期間とする。

第8条〔総会〕

1　本会は、年1回定期総会を開催する。その他、理事会が必要と認めた時は、臨時総会を招集する。

2　総会は、会長が招集する。

3　会員の10分の1以上の者が会議の目的を示して臨時総会の招集を請求した時は、会長はすみやかにその招集をしなければならない。

4　総会の招集は、会日の14日前までに総会の日時、場所及び議題を会員に書面で通知して行う。

5　総会は、以下の各号に定める事項を審議する。

（1）事業計画及び予算の承認

（2）事業報告及び決算の承認

（3）会則の改正

（4）その他理事会又は総会において審議することを相当と認めた事項

6　総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

第9条〔委員会〕

1　本会に以下の各号に定める事項を担当する委員会を置く。

（1）企画委員会　研究発表大会、シンポジウムなどの企画、運営

（2）編集委員会　学会誌の編集、出版及び配付

（3）情報委員会　情報の収集と会報などの編集及び配付

（4）研究委員会　課題研究、基礎研究の企画推進

（5）国際委員会　道徳教育についての国際的な活動及び事業の推進

2　本会に選挙管理委員会を置く。本委員会は、理事及び監事の選出等の作業を行う。細

則は別に定める。
3　前項に定める委員会のほか、その他の委員会を置くことができる。
4　各委員会の委員長及び委員は、理事会が選任し会長が委嘱する。
第 10 条〔事務所〕
1　本会の事務的業務を担う事務所を置く。本会では、事務所を、便宜上「事務局」と称する（以下、「事務局」と記す）。事務局は、事務局長 1 名及び幹事若干名で構成し、本会の事務を遂行する。
2　事務局長は、理事会の議を経て会長が委嘱する。ただし、事務局長の任期は 3 年とし、再々任されないものとする。
3　幹事は、会長が委嘱する。幹事の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
第 11 条〔会計〕
1　本会の会計は、会費・寄附金その他の収入をもって当てる。
2　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。会費は、事務局からの納入依頼後、原則として 8 月 31 日までに納入する。
3　決算は、次年度の総会において承認を得なければならない。
第 12 条〔会則の変更〕
本会の会則は、総会の議決により変更することができる。
第 13 条〔細則〕
1　本会の運営に必要な手続きその他の事項で、本会則に定めるもの以外については、細則で定める。
2　細則は、理事会で定める。

附則
1　本会則は、平成 7（1995）年 6 月 11 日から施行する。
2　本会則は、平成 9（1997）年 6 月 15 日から施行する。
3　本会則は、平成 10（1998）年 6 月 14 日から施行する。
4　本会則は、平成 11（1999）年 6 月 13 日から施行する。
5　本会則は、平成 12（2000）年 6 月 11 日から施行する。
6　本会則は、平成 16（2004）年 6 月 13 日から施行する。ただし、第３条３項は、平成 17（2005）年 4 月 1 日から適用する。
7　本会則は、平成 22（2010）年 6 月 12 日から施行する。
8　本会則は、平成 23（2011）年 6 月 12 日から施行する。
9　本会則は、平成 26（2014）年 6 月 15 日から施行する。ただし、第３条３項は、平成 27（2015）年 4 月 1 日から適用する。
10 本会則は、平成 28（2016）年 6 月 12 日から施行する。
11 本会則は、令和 3（2021）年 6 月 13 日から施行する。
12 本会則は、令和 5（2023）年 6 月 11 日から施行する。